

3 - 7 P C B 使用電気機器の取扱いについて（抜粋）

P C B 使用電気機器の取扱いについて（抜粋）

〔平成 12 年 7 月 通商産業省〕
機械情報産業局電気機器課

ま え が き

P C B を含有する絶縁油を使用している電気機器のうち、変圧器及び高圧進相用コンデンサであって本文 P . 9 「表-1」に示す特定の表示記号を有するもの（以下、P C B 使用電気機器と略称します。）は、昭和 28 年頃から製造が開始されましたが、その後昭和 43 年に発生したカネミ油症事件を契機に P C B による環境汚染が大きな社会問題となり、昭和 47 年に製造中止となりました。

使用済みとなった P C B 使用電気機器については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃掃法と略称する。）に基づく特別管理産業廃棄物となり、所定の保管管理が義務付けられるようになっていきます。

通商産業省としても、従来から機器及び事業所管官庁として、問題の重要性に鑑み、適正な保管管理を徹底するため、保有事業者に対する監視指導等の行政指導に努めてきているところであります。

同時に、無害化処理技術の確立に向けて検討を重ねるとともに、無害化処理を計画的に推進するために、保有事業者に対して P C B 使用電気機器の保有状況調査を行い、廃掃法とは別途、(財)電気絶縁物処理協会により P C B 使用電器台帳の整備にも努めてきたところであります。しかしながら、現状においては諸般の事情により、処理設備の立地の目途が立っていないのが実情であります。このため、それまでの間は事業者において廃掃法により適切な保管管理を行うことが求められております。

本小冊子は、処理施設がない現状において、P C B 使用電気機器の保管が義務付けられている事業者等に対し、適正な保管・管理等のためにどのような要領でこれを取り扱ったらよいのかを示すとともに、不用意な取扱いにより環境に悪影響を及ぼすことのないよう対処要領の周知徹底を図るために作成したものです。

PCB使用電気機器の取扱いについて

PCB使用電気機器の使用及び保管については、法令等によって次のような取扱いを行う必要があります。(-----部分は、主要なポイントを示す。)

1. PCB使用電気機器の使用の禁止

- (1) 電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」第19条の9では、PCBを含有する絶縁油(絶縁油に含まれるPCB量が試量1kgにつき0.5mg以下である絶縁油以外のもの)を使用する電気機械器具を新しく電路に施設することは禁止されています。

ただし、従来から使用中のものはこの適用を除外されますが、移設及びPCBを使っていないものをPCB使用のものに取り替えることなどは禁止されています。

(附則 昭和51年通商産業省令第70号)

- (2) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」第14条及び同法施行令第4条では、PCBを鉄道車輛の主変圧器又は主整流器の整備に使用できますが、それ以外の機械、機器その他の製品に組み込んだり、混入したり、詰替え、補充等を行うことは禁止されています。

2. 使用済みPCB使用電気機器の保管の義務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃掃法と略称する。)では、使用済みのPCB使用電気機器は、特別管理産業廃棄物となり(廃掃法第2条第5項及び廃掃法施行令第2条の4第5号)次のような保管が義務付けられています。

- (1) 特別管理産業廃棄物は、次のとおりです。

- ・廃PCB等(廃PCB及びPCBを含む廃油をいう。)
- ・PCB汚染物(紙くずのうちPCBが塗布され、若しくはPCBが染み込んだもの、木くず若しくは繊維くずのうちPCBが染み込んだもの又は廃プラスチック類若しくは金属くずのうちPCBが付着し、若しくは封入されたものをいう。)
- ・PCB処理物(廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの(厚生省令で定める基準に適合しないものに限る。)をいう。)

(廃掃法施行令第2条の4第5号イ、ロ及びハ)

- (2) 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める技術上の基準(特別管理産業廃棄物保管基準)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

(廃掃法第12条の2第2項)

- (3) 特別管理産業廃棄物保管基準

特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおり定められています。

保管の場所には、周囲に囲いが設けられ、かつ見やすい箇所に、特別管理産業廃棄物の保管の場所であること及び保管しようとする特別管理産業廃棄物の種類の表示がされていること。また、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示すること。

(廃掃法施行規則第 8 条の 13 第 1 号・平成 11 年 4 月 1 日施行)

保管の場所から、当該特別管理産業廃棄物が飛散し、流失し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(廃掃法施行規則第 8 条の 13 第 2 号)

保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(廃掃法施行規則第 8 条の 13 第 3 号)

特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。

(廃掃法施行規則第 8 条の 13 第 4 号)

特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

- ・ 廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物にあつては、容器に入れ密閉すること等 P C B の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃棄物が高温にさらされないための措置
- ・ P C B 汚染物又は P C B 処理物にあつては、当該廃棄物の腐食の防止のために必要な措置

(廃掃法施行規則第 8 条の 13 第 5 号イ及びハ)

3 . P C B 使用電気機器の処理

(1) 廃掃法では、使用済みの P C B 使用電気機器の処理等について次の規定があります。ただし、現在のところ、処理体制が整備されていないため、各事業者における適正な保管が求められています。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(廃掃法第 3 条等 1 項)

事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。

(廃掃法第 12 条の 2 第 1 項)

事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

(廃掃法第 12 条の 2 第 2 項)

事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従い、その運搬については廃掃法第 14 条の 4〔特別管理産業廃棄物処理業〕第 8 項に規定

する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他厚生省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
(廃掃法第 12 条の 2 第 3 項)

(2) 施行令では、処分に関する基準が次のように定められています。

廃 P C B 等の処分又は再生は、焼却による方法、又は P C B を分解する方法として厚生大臣が定める方法により行うこと。

P C B 汚染物の処分又は再生は、焼却による方法、又は P C B を除去若しくは分解する方法として厚生大臣が定める方法により行うこと。

P C B 処理物の処分又は再生は、焼却による方法、又は P C B を除去若しくは分解する方法として厚生大臣が定める方法により行うこと。

(廃掃法施行令第 6 条の 4 第 1 項第 2 号二、ホ及びへ)

上記 に関して、現在、厚生大臣が定める方法として、平成 4 年 7 月 3 日厚生省告示第 194 号により廃 P C B 及び P C B 処理物 (廃油) については、脱塩素化分解方式又は超臨界水酸化分解方式による分解が、また P C B 汚染物及び P C B 処理物 (廃プラスチック類又は金属くず) については、洗浄設備による洗浄がそれぞれ定められています。

4 . 都道府県知事及び政令市長への報告書提出義務等

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者設置 (変更) 報告書

廃掃法施行規則第 14 条第 1 項に基づき、廃 P C B 又は P C B 汚染物等を保管している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、設置 (又は変更) した日から 30 日以内に、所定の様式による報告書を管轄の都道府県知事に提出する義務があります。

その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。

ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りではない。

(廃掃法第 12 条の 2 第 4 項)

廃掃法第 12 条の 2 第 4 項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、厚生省令で定める資格を有する者でなければならない。
(廃掃法第 12 条の 2 第 5 項)

廃掃法第 12 条の 2 第 5 項の規定による厚生省令で定める資格は、次のとおりとする。

- ・厚生大臣が認定する講習を終了した者
- ・厚生大臣が認定する講習を終了した者と同等以上の知識を有すると認められる者

(廃掃法施行規則第 8 条の 17)

(備考) 管理責任者の講習会につきましては、都道府県及び政令市・中核市の担当窓口若しくは各都道府県所在の社団法人 県産業廃棄物協会へお尋ね下さい。

(2) 特別管理産業廃棄物処理実績報告書

廃掃法施行規則第 14 条第 4 項では、特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間の当該事業所における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに廃棄物の発生量、運搬量及び処分量等について、所定の様式による報告書を管轄の都道府県知事に提出する義務があります。

なお、保管中の PCB についても処理実績報告書により報告することが必要です。

(3) 備 考

PCB 使用電気機器の保管場所の変更等に際しては、各地方自治体におきまして、自治体毎の所定の書式に基づく書類を、その都度、都道府県知事又は政令市長若しくは中核市長に対して提出するよう定められている場合があります。

詳細につきましては、本文 P.22 ~ P.25「参考表 関係先自治体」に記載されている都道府県又は政令市・中核市の担当窓口へ御確認ください。

5. 投棄禁止

廃掃法では、廃棄物の処分について次の規定があります。

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。 (廃掃法第 16 条)

6. 罰 則

廃掃法では、以上の対策を徹底担保するため、次のような罰則規定等を設けています。

- (1) 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者が、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けずに収集又は運搬を業として行った場合は 3 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科される。

(廃掃法第 25 条第 1 号)

- (2) 特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該区域を管轄する都道府県知事は、必要な限度において、当該処分を行った者に対して、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことが命令される。この命令に違反した者に対しては、上記(1)と同じ罰則が科せられる。

(廃掃法第 25 条第 3 号)

- (3) 事業者が、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、それぞれ都道府県知事の許可を得ていない収集運搬業者又は処理業者に委託した場合には、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられる。 (廃掃法第26条第1号)
- (4) 特別管理産業廃棄物保管基準又は処理基準が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集又は処分が行われた場合、産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、都道府県知事は、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことが命令される。 (廃掃法第26条第2号)
- この命令に違反した者に対しては、上記(3)と同じ罰則が科せられる。
- (5) 投棄禁止の規定に違反して、特別管理産業廃棄物を捨てた者に対しては、上記(1)と同じ罰則が科せられる。 (廃掃法第25条第6号)
- (6) 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者が、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった場合には、30万円以下の罰金が科せられる。 (廃掃法第29条第3号)
- (7) 事業場又は廃棄物処理業者が、都道府県職員が行う立入検査に対して拒否、妨害、忌避した場合には、(6)と同じ罰則が科せられる。 (廃掃法第29条第5号)
- (8) 法人の代表、又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、法人又は人の業務に関し、特別管理産業廃棄物の不法投棄を行った場合には、行為者を罰するほか、法人に対して1億円以下の、人に対して1,000万円以下の罰金が科せられる。 (廃掃法第30条)

P C B 使用電気機器の管理及び保管

使用中及び使用済みの P C B 使用電気機器を保有している事業者は、次により管理及び保管してください。

1 . 管理責任者

本文 P . 3 「 4 . (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書」に記載されている法的（廃掃法施行規則）に規定された特別管理産業廃棄物管理責任者とは別に、使用中及び使用済みの P C B 使用電気機器を保有している事業者は P C B 使用電気機器の管理責任者を定めてください。この場合、法令上の資格の有無は問われず、廃掃法施行規則に規定された特別管理産業廃棄物管理責任者と兼務しても差し支えありません。

2 . P C B 使用電気機器管理台帳

特別管理産業廃棄物管理責任者又は管理責任者は、P C B 使用電気機器について廃掃法の規定に基づく帳簿のほか、様式 1 に示す P C B 使用電気機器管理台帳を作成・保有し、P C B 使用電気機器の処理が行われるまでの間管理してください。

3 . 保 管

(1) P C B 使用電気機器の保管

使用済みの P C B 使用電気機器は、次の廃掃法第 12 条の 2 第 2 項及びこの規定に基づく施行規則第 8 条の 13（特別管理産業廃棄物保管基準）に基づき、保管・管理してください。

- ・事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
- ・施行規則第 8 条の 13 の（特別管理産業廃棄物保管基準）は、1 ページの 1 . の 2 . (3) を参照してください。

4 . 表 示

(1) 廃掃法においては、特別管理産業廃棄物の保管場所の掲示板（図-1）の設置については、次の通り定められています。

- ・掲示板の寸法（60cm × 60cm 以上）
- ・表示すべき事項

特別管理産業廃棄物の保管場所である旨、保管されている特別管理産業廃棄物の種類、管理者の氏名及び連絡先等

(廃掃法施行規則第8条の13第1号口・平成11年4月1日より施行)

- (2) また、使用中及び使用済みのPCB使用電気機器を適切に管理・保管するためには、事業者の保有するPCB使用電気機器にPCBが含有されていることを、事業者自身が認識できるようにしておく必要があります。このためには、耐久性のある材質が用いられたラベル(図-2)を使用中及び使用済みのPCB使用電気機器の見やすい箇所に貼ることが有効です。

図-1

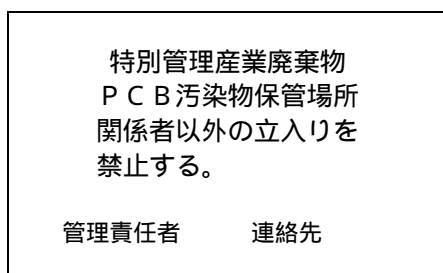
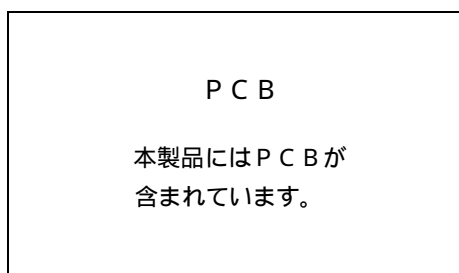


図-2



- (備考) 掲止板及びラベルの製品は、(社)日本電気協会及び各地方電気協会でも販売しておりますので、お問い合わせください。

(社)日本電気協会	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1(有楽町電気ビル北館)
	TEL(03)3216-0555
北海道電気協会	〒060-0041 札幌市中央区大通東3丁目2(北海道電気会館)
	TEL(011)221-2759
東北電気協会	〒980-0804 仙台市青葉区中央2-9-10(セントレ東北ビル)
	TEL(022)222-5577
関東電気協会	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1(有楽町電気ビル北館)
	TEL(03)3213-1757
中部電気協会	〒460-0008 名古屋市中区栄4-6-15(名古屋あおば生命ビル)
	TEL(052)252-5011
北陸電気協会	〒930-0858 富山市牛島町13-15(百川ビル)
	TEL(0764)42-1733
関西電気協会	〒530-0004 大阪市北区堂島浜2-1-25(中央電気倶楽部)
	TEL(06)6341-5096
中国電気協会	〒730-0041 広島市中区小町4-33(中電ビル2号館)
	TEL(082)243-4237
四国電気協会	〒760-0033 高松市丸の内2-5(ヨンデンビル別館)
	TEL(087)822-6161
九州電気協会	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-1-82(電気ビル別館)
	TEL(092)741-3606

PCB使用電気機器管理台帳

設置場所

管理責任者

年 月 現在

(1) 管理 番号	(2) 機 器 名	(3) 製 造 業者名	(4) 型式(PCB使 用電気機器表 示記号)	(5) 定格(容量) (kVA)	(6) 製 造 年 月	(7) 設 置 年 月	(8) 保 管 年 月 (良、不良の別)	備考 (事故の 内容等)
1								
2								
3								
4								
5								
6								

記載要領

1. 記載する対象機器は、表-1 に示す PCB 使用電気機器とする。
2. 管理番号は、対象機器 1 台ごとに番号を記入する。
3. 機器名は、「変圧器」又は「コンデンサ」と記入する。
4. 製造業者名は、銘板記載の製造業者名を記入する。
5. 型式は銘板に記載してある型式を記入する。
6. 定格は、銘板に記載してある容量を記入する。
7. 製造年月、設置年月及び保管年月は、和暦で記入する。

表-1 PCB使用電気機器表示記号一覧

コード番号	製造業者名	電気機器名	PCB使用電気機器表示記号	備考
01	(株)愛知電機工作所	変圧器	不燃油変圧器	
02	富士電機製造(株)	変圧器	富士不燃性合成絶縁油入	
			富士シンクロール油入	
03	(株)日立製作所	変圧器	J	左記のとおり形を表示する文字中に「J」を入れてある。 例 SOR VJ - 3C
		コンデンサ	J	
			TPB	
04	北陸電機製造(株)	変圧器	不燃性油	銘板右上に表示してある。
05	マルコン電子(株) 二井蓄電器(株) 東京電器(株)	コンデンサ	PFCD	例 PFCD - M6610OER
			NHD	例 NHD - M66030
06	松下電器産業(株)	コンデンサ	AF式	
07	(株)明電舎	変圧器	NITAX	(1) 不燃性油入変圧器類の型式表示は左記のとおり「A」記号を入れてある。 (2) 42年までのものには左記表示記号の他に銘板の中に「不燃性油入」の文字を入れてある。 (3) 43年以降はJEC-168により左記表示の他に冷却方式を「LNAN」の記号で表示してある。 (4) 46年後半から「不燃性油入」の注意銘板を取付けてある。
			NIKAX	
			NIRSAX	
			NITSAX	
			NITA	
			NIRAX	
			NIRGAX	
			NIRSGAX	
			NORAX	
			NORSAXY	
			NOTAX	
			NORAXY	
			NIFA	
NIFAX				
NILAX				

コード 番号	製造業者名	電気機器名	P C B使用電気 機器表示記号	備 考
08	三菱電機(株)	変圧器	不燃性油入	銘板に表示してある。
		コンデンサ	KL-1	
			KL-2	
			KL-3	
			KUF	
			KAF	
			KBF	
			KEF	
			KUP	
			KAP	
			KBP	
			KEP	
			KTP	
			KAL	
KGL				
09	日本コンデンサ工業(株) (株)関西二井製作所	コンデンサ	SPF	
			TPF	
			TPA	
			TPB	
			TPE	
			DF式	
10	日新電機(株)	変圧器	不燃油入AF式	
		コンデンサ	AF式	
			AFP式	
			不燃性油含浸	
			三塩化ディフェニール含浸	
11	大阪変圧器(株)	変圧器	不燃油入	銘板又は副銘板に表示してある。
			不燃油使用	

コード番号	製造業者名	電気機器名	P C B使用電気機器表示記号	備考
12	(株)指月電機製作所	コンデンサ	不燃性油入	
			THK	
			LV-1	
			SAK	
			PPA	
			PL	
			DF方式	
13	(株)高岳製作所	変圧器	不燃性油入	銘板に表示してある。
14	(株)帝国コンデンサ製作所	コンデンサ	不燃油	型式記号の第1文字がA、B、C、D、E、Fで表示のときはP C B入りである。 例 AFW、CFW
			不燃性油	
15	(株)東光電気	変圧器	不燃性油入	
16	東京芝浦電気(株)	変圧器	SC	(1) 左記のとおり形の第1文字をすべて「S」で表示してある。 (2) 「シバノール」の文字があればすべてP C B入りである。
			SP	
			SW	
			SFH	
			SFP	
			SFC	
			SHCT-M	
		コンデンサ	SRTR	
			SR	
			PFC D	
17	中国電機製造(株)	変圧器	不燃性油入	
		コンデンサ		
	古河電気工業(株)	コンデンサ	不燃性油	

備考1. 表-1はP C Bを含有する絶縁油を使用している電気機器のうち、「表-2届出」の対象となる変圧器及び高圧進相用コンデンサの表示記号を示します。

2. この他にも、P C Bを含有する絶縁油を使用している電気機器があります。

例：サージ吸収用コンデンサ、低圧用コンデンサ、リアクトル、放電コイル、計器用変圧器等これらの電気機器については、「表-2届出」に基づく(財)電気絶縁物処理協会への届出は不要ですが、使用をやめ、電路から取外された時点で、特別管理産業廃棄物となりますので、保管の義務、都道府県知事又は政令市長若しくは中核市長への報告書提出義務等の「廃掃法」に基づく適正な取扱いが必要となります。

PCB使用電気機器の取扱い

PCB使用電気機器の取扱いは、次のように社団法人日本電気協会及び電気技術基準調査委員会の「PCB使用電気機器の取扱い規定」(JEA C 8102 - 1993)に定められていますので、これによって行ってください。

1. 作業等

PCB使用電気機器の検油、内部端子台での電圧タップの変更等の作業及びPCB使用電気機器の事故処理作業を行う場合には、次によりその作業を行う。

- a. PCB使用電気機器の油漏れ防止等の処置をする場合及びPCB使用電気機器のハンドホール又はカバーをあける場合は、人体への障害防止のためPCB使用電気機器を電源より切り離し油温が十分に下がってから処置する。
- b. やむを得ずPCB蒸気の発生する状態で作業する場合は、換気に十分注意するとともに、換気が不十分なとき、及び長時間作業するときには防護マスクを使用する。
- c. 作業時にはゴム手袋、眼鏡など適当な保護具を用いて直接油が人体に触れないようにし、特に口や目にはいらないように注意する。
- d. 油を外部にこぼさないように注意し、万一油をこぼした場合にはその油を回収し、おがくず、布などなどでよく拭き取る。
- e. 作業は、迅速に行い作業完了後のPCB使用電気機器は、直ちに密閉し、解放時間はできるだけ短くする。

2. 作業後の処置

1.の作業を行った場合は、その作業終了後、次により処置を行う。

- a. 顔や手など皮膚にPCB油が付着した場合には、植物油(オリーブ油、椿油など)を脱脂綿につけて軽く拭き取った後、石鹼でよく洗う。
- b. ゴム手袋、作業衣などにPCB油が付着した場合、微量であればシンナー、灯油などで拭き取り、多量であればゴム手袋、作業衣などは(PCB使用電気機器の管理及び保管)に記載した方法で保管する。
- c. 工具類に油が付着した場合シンナー、灯油などでよく拭き取る。
- d. 前 a、b、c. によって拭き取ったPCB油の付着した脱脂綿などは、(PCB使用電気機器の管理及び保管)に記載した方法で保管する。

3 . 人体に対する応急処置

作業中に誤って口や眼の中に P C B 油が入った場合は、次の応急処置をして医師の診察を受ける。

- a . 口腔内に P C B 油が入った場合には、直ちに吐き出して水でうがいを繰り返す。
- b . 眼に P C B 油が入った場合には、直ちに多量の洗浄水で 15 分間以上洗眼した後、3%の硼酸水で洗眼する。
- c . P C B 油の蒸気を吸入して気分が悪くなったときは、新鮮な空気の箇所で安静にする。

参考表 関係先自治体

1. 都道府県

平成 12 年 6 月現在

都道府県名	部(局)課(室)係名	所在地	電話番号
北海道	環境生活部環境室 廃棄物対策課産業廃棄物指導係	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	TEL 011-231-4111 (内線 24-313)
青森県	環境生活部環境管理課	〒030-8570 青森市長島1-1-1	TEL 017-734-9248
岩手県	生活環境部環境保全課	〒020-8570 盛岡市内丸10-1	TEL 019-629-5365
宮城県	環境生活部廃棄物対策課	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	TEL 022-211-2649
秋田県	生活環境部環境整備課	〒010-0951 秋田市山王4-1-2	TEL 018-860-1597
山形県	文化環境部環境整備課	〒990-8570 山形市松波2-8-1	TEL 023-630-2322
福島県	生活環境部廃棄物対策課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	TEL 024-521-7264
茨城県	生活環境部廃棄物対策課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	TEL 029-301-3027
栃木県	生活環境部環境整備課 産業廃棄物対策室	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20	TEL 028-623-3154
群馬県	環境生活部生活環境課	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	TEL 027-223-2862
埼玉県	環境防災部廃棄物指導課	〒336-8501 浦和市高砂3-15-1	TEL 048-830-3135
千葉県	環境生活部産業廃棄物課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	TEL 043-223-2656
東京都	環境局廃棄物対策部 産業廃棄物指導課	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	TEL 03-5388-3586
神奈川県	環境農政部廃棄物対策課	〒231-8588 横浜市中区日本大通り1	TEL 045-210-4148
山梨県	森林環境部環境整備課	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	TEL 055-223-1518
長野県	生活環境部廃棄物対策課 産業廃棄物係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	TEL 026-235-7187
新潟県	環境生活部廃棄物対策課 産業廃棄物処理業係	〒950-8570 新潟市新光町4-1	TEL 025-280-5162
富山県	生活環境部環境政策課 産業廃棄物係	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7	TEL 076-444-9618
石川県	環境安全部環境整備課 産業廃棄物係	〒920-8580 金沢市広坂2-1-1	TEL 076-223-9175
福井県	福祉環境部廃棄物対策課	〒910-8580 福井市大手3-17-1	TEL 077-620-0317
岐阜県	健康福祉環境部環境廃棄物 対策課産業廃棄物係	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1`	TEL 058-277-5458
静岡県	環境部環境循環総室廃棄物対策室	〒420-8601 静岡市追手町9-6	TEL 054-221-2423 2424
愛知県	環境部廃棄物対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	TEL 052-961-3020

都道府県名	部(局)課(室)係名	所在地	電話番号
三重県	環境部廃棄物対策課	〒514-8570 津市広明町13	TEL 059-224-2361
滋賀県	琵琶湖環境部廃棄物対策課	〒520-8577 大津市京町4-1-1	TEL 077-528-3474
京都府	企画環境部循環型社会推進課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町	TEL 075-414-4717
大阪府	環境農林水産部環境整備室	〒540-0012 大阪市中央区谷町2-2-20	TEL 06-6944-6718
兵庫県	県民生活部環境局環境整備課 産業廃棄物対策室	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	TEL 078-362-3280 3281
奈良県	生活環境部廃棄物対策課	〒630-8501 奈良市登大路町30	TEL 074-222-1101 (内線3387~8)
和歌山県	環境生活部地域環境課 産業廃棄物班	〒640-8585 和歌山市小松原通り1-1	TEL 073-441-2681
鳥取県	生活環境部廃棄物・再資源対策課	〒680-8570 鳥取市東町1-271	TEL 085-726-7111
島根県	環境生活部廃棄物対策課	〒690-8501 松江市殿町1	TEL 085-222-5261
岡山県	生活環境部廃棄物対策課	〒700-8570 岡山市内山下2-4-6	TEL 086-226-7308
広島県	環境生活部環境整備課 産業廃棄物係	〒730-8511 広島市中区基町10-52	TEL 082-228-2161
山口県	環境生活部廃棄物対策室	〒753-8501 山口市滝町1-1	TEL 083-933-2983
徳島県	環境生活部環境整備課	〒770-8570 徳島市万代町1-1	TEL 088-621-2268
香川県	生活環境部環境局廃棄物対策課	〒760-8570 高松市番町4-1-10	TEL 087-831-1148
愛媛県	県民環境部環境局廃棄物対策課	〒790-8570 松山市一番町4-4-2	TEL 089-943-5924
高知県	文化環境部廃棄物対策課 産業廃棄物班	〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1	TEL 088-823-9688
福岡県	環境部廃棄物対策課 産業廃棄物係	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7	TEL 092-622-0792
佐賀県	政策環境局廃棄物対策課	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59	TEL 095-225-7078
長崎県	県民生活部環境廃棄物対策課 産業廃棄物処理業係	〒850-8570 長崎市江戸町2-13	TEL 095-821-4499
熊本県	環境生活部廃棄物対策課	〒862-8570 熊本市水前寺6-18-1	TEL 096-383-0628
大分県	生活環境部廃棄物対策課	〒870-8501 大分市大手町3-1-1	TEL 097-536-1111 (内線3137)
宮崎県	生活環境部環境対策推進課 産業廃棄物係	〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1	TEL 098-526-7081
鹿児島県	環境生活部環境整備課 産業廃棄物係	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	TEL 099-286-2596
沖縄県	文化環境部廃棄物対策課 産業廃棄物係	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	TEL 098-866-2231

2. 政令市、中核市等

政令市	部(局)課(室)係名	所在地	電話番号
札幌市	環境局清掃事業部事業廃棄物課 産業廃棄物係	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	T E L 011-211-2927
小樽市	環境部管理課指導係	〒047-8660 小樽市花園2-12-1	T E L 0134-32-5032
函館市	環境部清掃業務課業務係	〒040-0022 函館市日乃出町26-2	T E L 0138-51-0740
旭川市	環境部廃棄物対策課	〒070-8525 旭川市6条通9丁目	T E L 0166-26-1111
秋田市	環境部環境保全課 産業廃棄物対策室	〒011-0901 秋田市寺内字蛭根85-4	T E L 018-866-2943
仙台市	環境局廃棄物事業部 産業廃棄物指導課	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1	T E L 022-214-8235
郡山市	環境衛生部清掃課産業廃棄物担当	〒963-8601 郡山市朝日1-23-7	T E L 024-924-2181
いわき市	環境部廃棄物対策課	〒970-8686 いわき市平字梅本21	T E L 0246-22-7439
宇都宮市	環境部産業廃棄物対策室	〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5	T E L 028-632-2928
千葉市	環境局環境管理部 産業廃棄物指導課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1	T E L 043-248-5681
横浜市	環境保全局調整部廃棄物対策課	〒231-0015 横浜市中区尾上町3-39	T E L 045-671-2511
川崎市	環境局生活環境部廃棄物指導課	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1	T E L 044-200-2593
横須賀市	環境部環境指導課	〒238-8550 横須賀市小川町11	T E L 0468-22-8418
相模原市	清掃総務課廃棄物指導室	〒229-8611 相模原市中央2-11-15	T E L 042-769-8335
長野市	環境部廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	T E L 026-224-7320
新潟市	市民局環境部清掃課 産業廃棄物対策係	〒950-8550 新潟市学校町通1-602-1	T E L 025-226-2754
富山市	市民部環境整備課指導係	〒930-8510 富山市新桜町7-38	T E L 076-443-2053
金沢市	環境部生活環境課	〒920-8577 金沢市広坂1-1-1	T E L 076-220-2304
岐阜市	環境部環境管理課	〒500-8720 岐阜市神田町1-11	T E L 058-265-4141 (内線6267)
静岡市	生活環境部廃棄物指導課	〒420-8602 静岡市追手町5-1	T E L 054-221-1364
浜松市	環境部環境保全課 産業廃棄物対策室	〒432-8550 浜松市鴨江2-11-2	T E L 053-453-6110
名古屋市	環境局事業部産業廃棄物指導課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1	T E L 052-972-2391
豊橋市	環境部廃棄物対策課	〒440-8501 豊橋市今橋町1	T E L 0532-51-2414
豊田市	環境部廃棄物対策課	〒471-8501 豊田市西町3-60	T E L 0565-34-6710
京都市	環境局事業部産業廃棄物指導課	〒604-8101 京都市中京区柳馬場通 御池下る柳八幡町65	T E L 075-213-0926

政令市	部(局)課(室)係名	所在地	電話番号
大阪市	環境事業局業務部 産業廃棄物指導課	〒530-8501 大阪市北区南扇町 6-28	T E L 06-6363-7450
東大阪市	保健衛生部環境保全室 産業廃棄物対策課	〒578-0947 東大阪市西岩田 3-3-2	T E L 06-6787-5003
堺市	市民環境局環境保全部 産業廃棄物対策課	〒590-0078 堺市南瓦町 3-1	T E L 0722-28-7476
神戸市	環境局業務部産業廃棄物指導課	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1	T E L 078-322-5282
尼崎市	美化環境局環境対策部 産業廃棄物対策担当	〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1	T E L 06-6489-6310
西宮市	環境局環境部産業廃棄物対策課	〒662-0855 西宮市江上町 3-40	T E L 0798-35-3277
姫路市	環境局生活環境部 産業廃棄物対策課	〒670-8501 姫路市安田 4-1	T E L 0792-21-2405
和歌山市	生活環境部廃棄物対策室	〒640-8511 和歌山市七番丁 23	T E L 073-435-1066
岡山市	環境事業局業務部 産業廃棄物対策課	〒700-8544 岡山市大供 1-1-1	T E L 086-234-4120
広島市	環境局業務部産業廃棄物指導課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6-34	T E L 082-504-2225
呉市	環境部環境政策課廃棄物対策係	〒737-8501 呉市中央 4-1-6	T E L 0823-25-3302
福山市	環境事務部環境整備課	〒721-8501 福山市東桜町 3-5	T E L 0849-28-1168
下関市	生活環境部環境衛生課管理係	〒750-0006 下関市南部町 1-6	T E L 0832-32-0721
高松市	環境部環境総務課 産業廃棄物対策室	〒761-8571 高松市番町 1-8-15	T E L 087-839-2380
松山市	環境部産業廃棄物対策課	〒790-0948 松山市市坪西町 1000-1	T E L 089-971-1141
高知市	環境部廃棄物対策課 産業廃棄物係	〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1-45	T E L 0888-23-9427
福岡市	環境局管理部産業廃棄物指導課	〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1	T E L 092-711-4303
北九州市	環境局業務部廃棄物指導課	〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1	T E L 093-582-2177
大牟田市	環境部環境業務課 廃棄物指導担当	〒836-8666 大牟田市有明町 2-3	T E L 0944-41-2723
長崎市	環境部廃棄物対策課 産業廃棄物係	〒850-8685 長崎市桜町 2-22	T E L 095-829-1159
佐世保市	環境部環境保全課生活環境係	〒857-0851 佐世保市稲荷町 1-8	T E L 0956-26-1787
熊本市	環境事業部減量美化推進課 産業廃棄物係	〒860-8601 熊本市手取本町 1-1	T E L 096-328-2365
大分市	環境部清掃管理課 産業廃棄物対策室	〒870-8504 大分市荷揚町 2-31	T E L 097-537-5624
宮崎市	環境部環境保全課	〒880-8505 宮崎市橘通西 1-1-1	T E L 0985-21-1761
鹿児島市	環境局環境部環境総務課	〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1	T E L 099-216-1289

電気事業法 / 電気関係報告規則の一部改正について

(0 1 / 1 2 / 0 3 改正版)

〔原子力安全・保安院〕
電力安全課

1. 改正の背景

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する絶縁油を使用した変圧器、コンデンサ等の電気工作物は、電路に施設してから相当程度経過しているため、経年劣化による電気工作物の損壊及びこれに伴うPCB含有絶縁油漏洩の可能性の高まりが懸念されます。このため、PCB含有絶縁油を使用した電気工作物の使用状況を適切に把握し、必要に応じて立入検査を行うなどの体制を整備することにより、経年劣化による電気工作物の損壊等に伴うPCB含有絶縁油漏洩などの防止を図るため、電気事業法 / 電気関係報告規則の一部改正等を行い、PCB含有絶縁油を使用した電気工作物の使用及び廃止に係る報告制度を創設し、平成13年10月15日付けで施行されました。

2. 制度の概要

(1)対象機器

本制度の対象となる機器は、変圧器（高圧、低圧）、コンデンサ（高圧、低圧、サージアブソーバ）、計器用変成器、リアクトル、放電コイルの内、PCB含有絶縁油を使用した電気工作物（以下、「PCB電気工作物」という）です（PCB電気工作物の判断方法は別表参照）。

家電製品に組み込まれたPCB機器や、蛍光灯安定器等は本制度の対象ではありません。

(2)制度概要

本制度の施行により、以下の報告が必要となります。（注1）

使用報告（電気関係報告規則第4条の表中第15号の2）（注2）

現にPCB電気工作物を使用している個人または法人は、本制度施行後1年以内に、PCB電気工作物の使用に係る事項（設置者氏名、名称、住所、事業場の名称、所在地、電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月等）について、PCB電気工作物の設置場所を所轄する経済産業局長（注3）に報告することが必要となります。（様式1（PDF形式、一太郎形式、MS-Word形式）参照）

変更報告（電気関係報告規則第4条の表中第16号）

の事項に変更があった場合には、変更に係る事項について、PCB電気工作物の設置場所を所轄する経済産業局長（注3）に報告することが必要となります（注4）。（様式1の2（PDF形式、一太郎形式、MS-Word形式）参照）

廃止（使用中）報告（電気関係報告規則第4条の表中第17号の2）

使用していたPCB電気工作物の使用を中止した（電路から外した）（注5）個人または法人は、PCB電気工作物の廃止（使用中）に係る事項として、機器の特定のために必要な事項や廃止（使用中）の理由（損壊、焼損の場合にはその後の処置を含む）等を、PCB電気工作物の設置場所を所轄する経済産業局長（注3）に報告することが必要となります。（様式2）（注6）

なお、本制度施行後、（ の猶予期間であるため） の報告を行う前に廃止（使用中）した場

合であっても、廃止（使用中止）報告は必要となります。

注1)本制度は、電気事業法第106条に基づく制度であり、報告をせず、又は虚偽の報告を行った場合には罰則の対象となります。なお、従来から行われていた（財）電気絶縁物処理協会へのPCB使用電気機器に係る届出については、電気事業法/電気関係報告規則の改正等に伴い、今後、届出の必要はなくなります。

注2)同規則第4条の表中第15号の2には「あらかじめ」となっていますが、本省令改正の附則第2において、『省令施行の際、現にPCB電気工作物を設置している者については、「あらかじめ」とあるのは「省令の施行の日から一年以内に」とする』旨規定されています。

注3)経済産業局長には、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含みます。

注4)PCB電気工作物を含む設備等を、売買等により譲渡した（又は譲渡された）場合、譲渡した者は「廃止報告」を、譲渡された者は「使用報告」が必要となります。なお、合併等により事業の承継があった場合には、電気事業法第55条の2に基づく承継の手続きを行ってください。

注5)電路から一度外したPCB電気工作物は、「電気事業法/電気設備に関する技術基準を定める省令」第19条第9項により、電路への再施設は禁止されています。

注6)PCB電気機器等が廃棄物となった場合には、廃棄物処理法（廃棄物の清掃及び処理に関する法律）やPCB特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）等の法令等が適用となり、PCB特別措置法に基づく都道府県等への届出も必要となります。

3. 問い合わせ先

（制度全般などについて）

経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課

TEL：03-3501-1511（内線4921）

（提出方法などについて）

北海道経済産業局 電力・ガス事業部 施設課	011-709-2311 (内線2721)
東北経済産業局 電力・ガス事業部 施設課	022-215-9247
関東経済産業局 資源エネルギー部 施設課	048-600-0384 ~ 8
中部経済産業局 資源エネルギー部 施設課	052-951-2817
中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 施設課	076-432-5580

近畿経済産業局 資源エネルギー部 施設課	0 6 - 6 9 4 1 - 9 2 5 1 (内線 2 2 3 0)
中国経済産業局 電力・ガス事業部 施設課	0 8 2 - 2 2 4 - 5 7 4 5
四国経済産業局 電力・ガス事業部 施設課	0 8 7 - 8 3 1 - 3 1 4 1 (内線 5 4 1)
九州経済産業局 電力・ガス事業部 施設課	0 9 2 - 4 8 2 - 5 5 1 9 ~ 2 1
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 電力・ガス事業課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1 (内線 3 0 4)

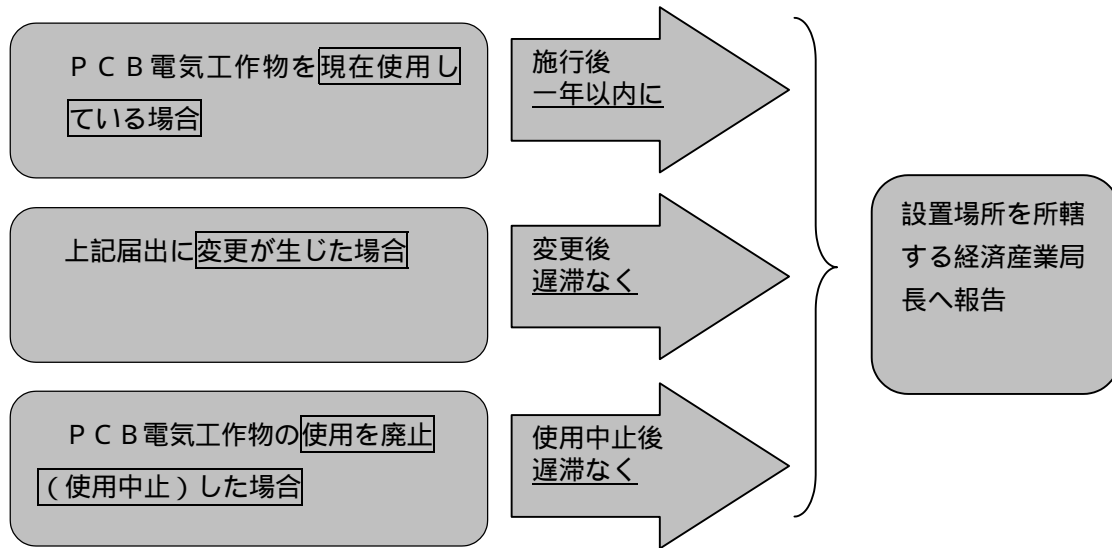
4. その他

(1) 本資料は、経済産業省のホームページ又は原子力安全・保安院のホームページ (<http://www.meti.go.jp/topic/data/e11016aj.html>)にも掲載されています。報告様式のダウンロードも可能です。

(社)日本電機工業会 (<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/news/pcb.htm>) のホームページにおいても、関連の情報が提供されています。

照明器具用安定器は、本制度の対象となっておりませんが、その取扱いなどについては(社)日本照明器具工業会 (<http://www.jlassn.or.jp/pcb/index.html>) のホームページにおいて情報が提供されています。

<制度概要>



良くある質問と回答 (FAQ)

【1. 報告制度一般について】

Q 1 - 1 : 現在保管中の P C B 機器について報告する必要はありますか？

A 1 - 1 : 本報告制度の対象は、制度施行時(平成13年10月15日)に現に使用されている P C B 電気工作物です。したがって、(制度施行時に使用していない)保管中の機器については本制度の対象とならないため、報告する必要はありません。ただし、P C B 廃棄物として保管される機器は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく管理や、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下、「P C B 特措法」という。)に基づく届出等が必要になります。「P C B 特措法」に関する詳細は、環境省から配布されているパンフレットの参照または都道府県等にご確認ください。

Q 1 - 2 : 経済産業局長への報告はいつまでに行う必要がありますか？

A 1 - 2 : 「使用報告」については、電路に施設している機器の確認には危険を伴うので、年次点検等停電時に確認することを想定し、施行から1年間の猶予期間を設けています。したがって、平成14年10月14日までに報告を行うことが必要です。また、「変更報告」と「廃止報告」については、変更または廃止した後、「遅滞なく」報告することが必要です。

Q 1 - 3 : 電気事業法(経済産業局)と P C B 特措法(都道府県等)の両方に提出するのですか？

A 1 - 3 : 使用中の P C B 電気工作物については、電気事業法に基づく「使用報告」と、P C B 特措法に基づく届出の双方を必要とします。ただし、毎年6月末までに必要とされている P C B 特措法に基づく届出を行う際、既に電気事業法に基づく使用報告を行っている P C B 電気工作物に限り、記入負担軽減のための措置を検討しています。詳細については環境省までお問い合わせください。

Q1-4：会社の名称が変わりました。どのような報告が必要ですか？

A1-4：一度報告した事項に変更があった場合には、変更に係る事項について事業場を所轄する経済産業局長に報告することが必要です。会社名称のほか、事業場名称や会社または事業場の所在地名等に変更があった場合にも報告が必要です。（注：PCB電気工作物の移設（再施設）は禁止されています。本報告は、名称や地名等の変更を想定したものです）

Q1-5：（1年の猶予期間中に）「使用報告」する前に使用を中止した場合、どのような報告が必要となるのか？

A1-5：本制度において、「使用報告」は1年間の猶予期間を設定しています。したがって、場合によっては、「使用報告」をする前に使用を廃止する可能性があります。廃止報告は「遅滞なく」報告することになっており、このような場合でも「廃止報告」を提出する必要があります。その場合、既に使用を中止しているため、「使用報告」は必要ありません。

Q1-6：火災等による焼損や損壊した場合はどのような報告が必要ですか？

A1-6：使用中のPCB電気工作物を焼損または損壊した場合には、廃止（使用中止）されることから、「廃止報告」が必要になります。その際、（様式中定められた事故等に係る記入欄に）焼損または損壊の状況、その後の処置等について記入してください。

Q1-7：PCB電気工作物を含む設備を売買等により譲渡した（または、譲渡された）場合はどうするのか？事業の承継を行ったときはどうするのか？

A1-7：譲渡した者は、PCB電気工作物の廃止報告が必要になります。また、譲渡された者は新たに使用報告を行っていただく必要があります（その際、使用報告書の参考欄に、旧設置者名及び事業場名を記載してください）。なお、事業用電気工作物を承継した場合には、電気事業法第55条の2に基づき、その法的地位を承継することとなっておりますので、PCB電気工作物の報告の義務も承継されることとなります。なお、承継の手続きについては上記の問い合わせ先にご確認ください。

Q1-8：紛失していることが判明した場合はどうするのか？

A1-8：電路に施設され使用されている電気工作物が（設置者が気付かないうちに）紛失することは通常ではありえないと考えております。なお、電路から外されたPCB電気工作物は、PCB廃棄物として、廃棄物処理法及びPCB特措法に基づく適正な管理・処理等の義務が発生しますので、紛失することのないよう適切な管理が必要です。「PCB特措法」に関する詳細は、環境省から配布されているパンフレットの参照または都道府県等にご確認ください。

【2. 本制度の対象機器について】

Q2-1：本制度の対象となる機器はどのようなものですか？どのように確認できますか？

A2-1：PCB絶縁油を使用している電気工作物（以下、「PCB電気工作物」という。）のうち、（高圧用、低圧用の）変圧器、（高圧用、低圧用の）電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、が本制度の対象となります。具体的なPCB報告の対象設備については上記別表のとおり銘板等の表示により判断することができます。ただし、上記別表以外のものであっても、既にPCB絶縁油を使用していることが分かっている場合や、これ以外の方法でPCB絶縁油を使用していることが判明した場合も本制度の対象となります。なお、機器の詳細については、各メーカーのホームページ等もご参照ください。

Q2-2：蛍光灯安定器や家電製品は対象となりますか？

A2-2：蛍光灯安定器や水銀灯安定器などの照明器具用安定器や家電製品は、電気事業法に基づく本報告制度の対象にはなりません。ただし、「PCB特措法」の対象になっておりますのでご注意ください。詳細については環境省から配布されているパンフレットを参照していただくか、都道府県等にご確認ください。なお、蛍光灯安定器等の照明器具用安定器については、閣議了解に基づき、各行政機関からその早期交換等の要請がされております。したがって、本報告制度の対象ではありませんが、これらの早期交換、適切な保管及び適切な処理をお願いいたします。（照明器具用安定器の詳細及び取扱い等については（社）日本照明器具工業会のホームページ

(www.jlassn.or.jp/pcb/index.html)もご参照ください。

Q 2 - 3 : 「サーミアブソーバー」は対象となりますか？

A 2 - 3 : 「サーミアブソーバー」は、「電力用コンデンサー」の一部として本制度の対象に含めております。上記別表の電力用コンデンサーの欄をご参照ください。

【 3 . 報告様式について】

Q 3 - 1 : 報告の様式はありますか？

A 3 - 1 : 「使用報告」「変更報告」「使用廃止報告」の様式は、それぞれ上記様式第 1、様式第 1 の 2、様式第 2 のとおりとなっております。また、様式の電子ファイルは、経済産業省または原子力安全・保安院のホームページ

(<http://www.meti.go.jp/topic/data/e11016aj.html>)からダウンロードできます。

【 4 . 記入方法について】

Q 4 - 1 : 報告書に押印は必要ないのですか？

A 4 - 1 : 代表者の直筆によるサインであれば、押印は必要ありません。直筆サイン以外の場合は代表者名に押印が必要です。

Q 4 - 2 : 代表者氏名は事業長でよいのですか？

A 4 - 2 : 法人を代表できる人（代表権を有する人）であれば問題ありません。

Q 4 - 3 : 報告の宛名はどこになりますか？

A 4 - 3 : 報告先は各経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。）に行うこととなっております。したがって、宛名には事業場を所轄する経済産業局長（または、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長）を記入して下さい。なお、報告の提出先は上記連絡先になります。

【 5 . (財) 電気絶縁物処理協会への届出制度について】

Q 5 - 1 : 使用している PCB 電気工作物を (財) 電気絶縁物処理協会に既に届出しています。あらためて、所轄の経済産業局長への届出を行う必要があるのですか？

A 5 - 1 : 従来より PCB 電気工作物を使用している事業者は (財) 電気絶縁物処理協会へ届出することとなっておりますが、使用中のものは電気事業法に基づき、あらためて「使用」の報告が必要となります。また、使用状況に変更がある場合も、電気事業法に基づき「変更」の報告が必要となります。なお、(財) 電気絶縁物協会への届出は必要ありません。

Q 5 - 2 : 今後も (財) 電気絶縁物協会に届出する必要はあるのですか？

A 5 - 2 : 「電気事業法電気関係報告規則」の改正・施行、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の施行を踏まえ、(財) 電気絶縁物処理協会へ届出する必要はありません。PCB 電気工作物を現に使用している場合には (原則として電気事業法に基づき報告を行う必要があるため) 上記問い合わせ先に、PCB 電気工作物を保管している場合には (PCB 特別措置法に基づき届出を行う必要があるため) 都道府県等に詳細を照会してください。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する
特別措置法について知りたい方へ

(環境省ホームページの抜粋)

インターネットをご利用できる方は、環境省ホームページのトップページ(以下のアドレス)から「廃棄物・リサイクル対策」を選んでいただくと、「行政資料」という項目が見つかると思います。続いてこちらを選んでいただくと、ここに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」という項目があります。また、保管状況等の都道府県知事への届出に必要な様式についても掲載しており、印刷することも可能ですのでご利用ください。

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>